

山本博士  
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和九年一月一日發行

# 經濟論叢

第三十八卷第一號

(通卷第二百二十三號。禁轉載)

奉  
呈

山本美越乃先生

執筆者一同

## 目次

尙書の眞夏書に見はれたる經濟思想	法學博士 田島 錦治 一
酒の專賣に就きて	法學博士 神戸 正雄 四
マールクスの認識論原理	文學博士 米田庄太郎 四
植民の世界史的意義	文學博士 高田 保馬 四
農業生産に於ける水平的分化と垂直的分化	經濟學士 八木芳之助 五
我國工業に於ける小企業の殘存に關する一研究	經濟學士 大塚 一朗 一〇七
資本蓄積率の差異と固定資本	經濟學士 柴田 敬 二五
中央銀行兌換準備檢討	經濟學士 松岡 孝兒 一〇
貨幣需要と貨幣の流通速度	經濟學士 中谷 實 一六
植民地時代米國の土地保有制度	經濟學士 堀江 保藏 一六
米國の對馬投資とその影響	經濟學士 長田 三郎 二七

免稅點以下の小額所得者	經濟學博士	汐見 三郎	二四〇
經營學の基礎概念たる資本、企業及經營	經濟學博士	小島昌太郎	二六〇
世界科學に就て	經濟學博士	作田 莊一	二七六
漁村更生策に於ける問題	經濟學士	蟻川 虎三	二九五
人口粗密の原因觀	法學博士	財部 靜治	三五五
徳川時代における植民的思想	經濟學博士	本庄榮治郎	三三九
ヘーゲル市民社會論と經濟學	經濟學博士	石川 興二	三四九
恐慌と蓄積と植民	經濟學博士	谷口 吉彦	三六九
北海道鯨漁業に現存の漁場貸借關係	經濟學士	岡本 清造	三九四
我國に於ける植民政策學の發達	經濟學士	金持 一郎	四二七
クレルウキアに就いて	農學士	若木 禮	四四〇
山本美越乃博士年譜及著書論文目錄	經濟學士	高木 眞助	四七五

# 我國工業に於ける小企業の殘存に關する一研究

大塚 一朗

## 一、緒言

自由主義的經濟政策によつて展開された所謂高度資本主義時代の發展と共に、資本家的單位經濟即ち企業の集群の間に於ける社會總生産量の配分關係に於いて、小企業の集團は益々劣敗の地位に墮とされ、大企業の勝利的進出 (das siegreiche Vordringen) は止まるところを知らぬといふことが、早くから理論として唱へられて來た。即ち、資本主義生産の内部的必然は、ひとり、勞働する個人と其の人による生産手段の私有との結合から成る手工業及び小自作農等の如き、單なる生計のための獨立勞働經濟を沒落せしめるだけでなく、進んで資本家的經濟群の内部に於いても、亦常に大企業による小企業の毀滅を行はしめ、社會總資本は益々少數大企業の手に集中するに至ると說かれるのである<sup>1)</sup>。或は又『産業的中間階級の衰頽は止まるところを知らぬ』<sup>2)</sup>ともいはれるのである<sup>3)</sup>。而して、此の企業集中の現象については、所謂大企業の發達が一般的に小企業群の絶對的勦滅を伴ふとする見解に對して、歴史的研究の立場からこれに論駁を加へるものもあるが<sup>3)</sup>、しかし、少くとも、大企業群が社會總生産量の配分關係上、小企業群に對して、現實に益々

- 1) Das kapital, Volksausgabe, S. 690.
- 2) 邦譯金融資本論(ヒルファアーディング)。改造文庫。669頁
- 3) Sombart, Hoch Kapitalismus, II. SS. 882--883

相對的優越の地位を占め來たれること即ち所謂廣義の企業集中の現象の一般的发展は、西洋經濟についても、亦日本經濟についても、事實の上に指摘されてゐる。

資本主義經濟社會の中に於けるかくの如き企業の集中は、各種の經濟部門中、新財貨の加工的産出を以て其の業務の核心とする部門即ち所謂工業界にても、亦顯著にそれが現はれて來た、といはれてゐる。

ここで自ら問題になるのは、工業界に於ける、斯様な企業集中の現象を生起せしめる原因が、何であるかといふことである。それは、他の經濟部門と共に一般の見地からこれを討究することも出來れば、又工業界のみに限れる具體の見地からこれを考察することも出來る。ただ注意を要するは、これらの原因は勿論、單純に、規模の巨大といふ點に自然物理的優越力ありとされるが如き所に究めらるべきものに非ることである。

これを綜括していふならば、工業上の企業集中に於いても、他の經濟部門のそれに於けると同様に其の原因となるものには、政治的作爲や企業統率者の心理等に於ける非合理的意欲の如き經濟外的な事情もあるが、主たる作用をなすものは資本の利用性を中心とせる經濟的事情である。而して、この經濟的事情が具體的には、工業上各種部門を異にし、又其の發展段階を同くせず、更に或は國を隔てるに従つて、複雑な差別を示すものであることは説くまでも無き所である。この複雑な差別を示す諸事情が、各層の規模の企業に及ぼす影響の相對的關聯によつて、工業に於

4) Sombart, a. a. O. SS. 822—877

5) 高橋龜吉、明治大正産業發達史571頁—576頁

ける企業集中の現象の現實的發展狀勢が決定される譯けである。

故に、漫然として、工業界に企業の集中が行はるべき理論的必然性があつて、事實の上にも亦これが一般的に現はれて來たと教へられただけで、他面又、その中に差別の諸相あることに注意を向ける所がないならば、工業政策の決定にも、乃至は又、私經濟的處置の上にも、輕率の判斷を免れざることになるであらう。

具體的批判の要を顧みずして、盲目的に巨大企業の經濟性の絶對的優越性を過信し、以て無條件に各種の産業部門に於ける企業の統一的大合同化を促進せんとする一部論者の主張は、ただに一般文化政策の見地から深くこれを警戒すべきものであるのみならず、單純なる經濟性の點から見ても、慎重なる吟味をこれに加へなければならぬのである。一般的傾向は、必しも常に其の儘箇々の具體的性質を示すものに非ること、いふまでもないからである。

工業に於ける企業の集中が、資本主義的生産に於ける趨勢的理論として承認されることであつても、其の現實的發展は種々の複雑なる所與的事情に制約せられ、又夫々特異の形相を以て決定されてゐるものなることを忘れてはならぬ。現實を無視して、輕躁なる疎枝大葉の議論を掲げ、以て一圖に企業の集中を煽唆し、乃至は又、無批判に大企業の優越的壓力と中小企業の絶對的劣敗とを斷定することは、徒に社會の經濟的心理を不安に驅り立て、且つは又國民經濟の秩序的進展を阻害して、其の福祉を傷ける結果を齎らすであらう。



さて、我國工業界に於いては、重工業及び輕工業の兩面を通じ、種々の製造部門に互りて、最近迄に既に顯著なる企業集中の現象が實現せることが、多くの論者によつて指摘されてゐるのである。<sup>6)</sup>

しかし又、其の一面には、比較的小規模なる工業的企業が我國の各種工業部門に於いて、依然として重要な地位を占めてゐることの事實は、工業上の作業組織の規模について統計的表示を與へる商工省刊行工場統計表最近版によつても間接ながらこれを推知することが出来る。固より其の濃淡は各種の部門を通じて決して一樣なるものではなく、或る部門に於いては特に小企業分散の現象が顯著にして、又他の部門に於いては極端に統一的大企業化が實現してゐる。されど、全體に互りて見れば、今なほ、我國工業界に於ける小企業群の地位の重要性を看過することは出来ない。

既に所謂高度資本主義時代を終りて、晚期資本主義時代に入れりともいはれる我國工業界が、其の一面には、なほ斯様に小企業群に對して重要な地位を許しつつある事實は、これを如何に説明し、又これに向つて如何なる政策を施すべきものであらうか。

ここに、日本經濟に對する觀照學的説明と、實踐學的研究とが其の貢獻を致すべき主たる一領域が存してゐる。しかし、此の一論はかくの如き總論的研究を試みんとするものではない。ただここに一言しておきたいのは、我國工業界に於いて、今日もなほ小企業群に對してかなり

6) 瀬戸健助、獨占資本主義、續編、15頁—49頁參照

7) 商工大臣官房統計課、工場統計表、昭和六年

に重要な地位が與へられてゐるのは、其の原因を夫々の部門について具體的に檢察するならば、一概に、それが經濟的非合理性によつて制約されて來た結果であるとのみ、いはれ得ない事情が明かにされるであらうと考へられるといふことである。

右の如き見解から、ここに先づ私は、今日我國の產業界に特殊の地位を占めてゐる所の一重要工業たる、日本酒(清酒)製造工業について、右の問題に關する若干の考察を試みやうと思ふのである。取扱ふ所は、單なる一部門のことに局限されるが、自ら又、他の部門に於ける同様の問題について示唆を與へ得る所があると惟ふ。

## 二、小企業 の 概 念

小企業の問題を論ずるには、先づ企業の規模の大小の概念を定めておかなければならぬ。

企業の規模の大小から起こる問題は、最初には農業經濟上の問題として科學上の取扱を受けたのであるが、其の後に大工場工業の發達に伴つて所謂中小工業衰頽の問題が起こるに及び、論議の重點はむしろ、工業經濟の上に移されることになつた。

かくて又、この場合に於ける用語としては、本來第一次的には統一的意志によつて秩序的に統率される作業労働の技術的單位組織を示してゐた、經營(Betrieb)<sup>1)</sup>の大小なる語が多く用ゐられてゐたのである。

1) Beckerath, Der moderne Industrialismus, S. 51. Elster: Wörterbuch der Volkswirtschaft, Bd. 1. S. 1192. ff. Lexis. Gross- und Kleinbetrieb im Gewerbe.

しかし、着眼する所は主として、經濟的單位たる企業の大小の上におかれて來た<sup>2)</sup>。されど又、此の問題に關係せる文献に於いて、企業と經營といふ二つの概念内容が、或は一致し、或は分離して、論議の明確を妨げてゐる場合も少くない<sup>3)</sup>。

抑も、企業及び經營の二概念間の關係は、斯様に國民經濟學上にも、屢々論議不明確の原因を作つて來たが<sup>4)</sup>、近く經營經濟學の誕生以來、ここにも亦、多くの研究者をして、學問上の第二義的勞務のために、努力を費すことを餘儀なからしめる一因を成した。

いづれにもせよ、資本主義的經濟單位としての企業が、作業勞働の技術的單位組織と同一物に非ることはいふまでもない所である。此の一論の問題は、固より經濟單位たる企業の大小に關係してゐて、技術的單位の大小は直接に考察の對象を成すものではない。

ここに企業といふのは、今日の經濟制度の下に於いて、法的所有主體の同一性を以て限界される營利的經濟行動の單位組織の義であり、別言すれば資本主義的單位經濟のことである。

かかる意味の存在たる企業の大小は、何の標識を以てこれを定むべきものであらうか。

企業の本質的要素はいふまでもなく資本であるから、企業の規模の大小を分かつ標識は正に資本額の大小に外ならざるが如くであるが、經濟的能力上の質的差別が問題とされる場合の企業の規模の大小を、漠然と資本の數量を以て具體的に區劃するといふことは、殆んど不可能に近き難事である。獨逸文献上、企業の規模の問題については、多くの場合に、大、中、小の三段階を分

2) Philippowich, Grundriss der politischen Oekonomie. I. Band. 15. auflage, S. 215

3) 例へば、Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft に於ける經營形態分類論、又は、獨逸の經營統計を基礎とする經營大小論に於いて屢々見られる場合。

4) Adolf Weber, allgemeine Volkswirtschaftslehre, 3. auflage, S. 180

かつてゐるが、其の區分の標識は決して統一せるものではない。其の標識として、或は一、從業人員の數 二、勞働手段の數（例へば紡機數） 三、使用原料數量又は生産數量 四、使用資本額等が指摘せられ、<sup>5)</sup>或は又時としては費用が其の本原的第一次的標識として主張される。<sup>6)</sup>しかし、これらのいづれかによつて定められた企業の大小の限界は生産の部門を異にし、又發展の時代を異にして變動を免れざるべきものであるから、其の實際的適用に際しては多くの場合に、不統一なる恣意的決定に陥つてゐることが少くない。

今、此の一論の爲めに小企業の概念を決定するに際し、一の新規な一般的規模分類標識を提言することにしようと思ふ。それは、企業といふ經濟的構成體の統制機關の組織に於ける差別を標識とするのである。即ち一人の統制者が二次的統制者の補助なくして、實質上單獨に生産、販賣金融等の企業全般に互る經濟活動を指揮、統率することが普通になつてゐるが如き程度の規模の資本主義的單位經濟を小企業と定めるのである。これに對して、實質上一人の統制者が二次的統制者を企業の全般に關し或は又其の一部に關して補助者として使用することが普通なるが如き程度のもの中企業と定め得べく、更らに實質的統制者が二人以上の合議的組織體なることが普通なるが如きものを大企業と定めるのである。この區分は、一見企業の法律的形態と一致する所あるが如くであるが、必しも完全に然るものでないことは經濟上の現實的事情を見れば、直に分かることである。それでも、非常に密接なる關聯が兩者の間に認められるのは事實である。右の標

5) Sombart, a. a. O. SS. 539-540

6) Kosiol, Die Beziehungen zwischen Kostengestaltung und Betriebsgrösse im Warenhandel. Die Betriebswirtschaft, 1930, S. 332.

識によつて、經濟的能力の質的差別が問題とされる場合の企業の規模の大小を、相當具體的に且つ統一的に擧へることが出來ると思ふ。

企業の規模を分かつには、右の標識が最も妥當なるものと惟はれるが、しかし此の一般的標識は、企業群の實勢に關する調査の場合に、普通に利用せらるべき統計的資料の性質に制約されてこれを其の儘で直接實際上に適用することは出來ない。即ち、普通の統計は企業の規模に關する資料として従業員數、生産額、資本額等を擧げてゐるのであるから、これらを基礎にして、企業運営の實情を併はせ考慮し、以つてこれらの要素の一定數量を含むものが、夫々の部門に於いて實質上一人の統制者のみによつて單獨に指揮されてゐることが普通であり、従つてその程度のものが小企業であると決定する外はないのである。大企業或は中企業についても亦夫々同様である。

さて、本論の對象たる日本酒製造工業に於ける小企業は、然らば如何なる具體的の規模標識を有するものとして定むべきであらうか。

此の部門は、これに於ける各箇企業の全般的統制任務が、實質上、二次的統制者の補助なくして單一人により負擔されてゐることが普通なるが如き規模の企業即ち小企業の集團的考察上、統計的資料の關係から、一企業の生産數量を以て具體的規標標識とすることが研究上に最も便利なるが如き事情を有する。

利用し得べき統計的資料は此の部門に於ける、一企業乃至は一作業組織の生産數量に關して、廣汎なる範圍に亙り、直接又は間接の教示を與へてゐる。

而して、後に述べるが如き此の部門に特有の生産組織の關係から、其の全般的業務が實質上單一人によりて統制せられてゐることが普通なるが如き程度の規模の企業を生産數量は、一年といふ時間の上に於いて、凡そ一定の限界を有してゐる。それは即ち大略年額一千石内外を限度とするものである。

従つて、ここに私は論議の明確を期する爲めに一應、年額一千石を限度とする生産數量を舉げる程度の企業を以て、日本酒製造工業に於ける小企業と定めておく。

### 三、日本酒工業界に於ける小企業の地位

營業として日本酒を製造することは、徳川時代に於いては、主として米價調節政策と質素禁欲獎勵政策との二面から、幕府によつて、これに對し、種々の制限が加へられてゐた<sup>1)</sup>。其の制限中で特に注意すべきものは、原則として一製造家の製造し得べき造高に夫々其の時々の最高限度が定められてゐたことで、極めて稀な例外を除いては概ね常住に此の原則が維持されてゐたのである。即ち一營業人の製造し得べき最高限度の造高を定める法令は、寛永十一年(西曆一六三四年)の幕令に始まり、其後二十三年を経て明暦三年造酒株なるものの制定を見るに至れる後は益々其

1) 本庄博士、江戸幕府の米價調節216頁—231頁。同、經濟史研究212頁—249頁  
灘酒沿革誌、65頁—129頁 池田酒史第四編(109頁—137頁)

の制限が嚴重となつたのであるが、此の制度の精神は以後二百十三年、明治三年太政官布告を以て從來の造石高制限が解除されるに至るまで繼續して來た。

然るに、明治時代に入りて右の如く、其の最高造石高制限の制度は廢止され、明治二十九年法律第二十八號を以て始めて制定された酒造税法には、徳川時代の場合とは反對に、日本酒（清酒）の營業的製造には、一營業人百石以上の製造をなすべきことの造高最低限度の定めが設けられることになつたけれども、最高限度の定めは、其の後今日に至るまでも、未だ嘗つて設けられたことは無い。

即ち、明治に入りては日本酒製造工業に對し、租稅行政上の關係から、種々の複雑な取締が行はれて來たといつても、原則として營業自由の政策がこれに適用されてゐたのである。

ここに注意を要するのは、前述の如く、一營業人の造高、即ち各箇企業の製造高に對して何等の最高限度が設けられなかつたことである。なほ、明治二十九年の酒造税法の制定以來、日本酒工業は常に財政上の重要稅源を成す事業として租稅行政上に認められてゐたのであるから、政府は寧ろなるべく各企業の製造高を多からしめることに努め、又徵稅手續上の關係から、少くとも主觀的には、企業の集中を希望して來たともいへる。

斯様に、明治以後の酒造工業政策が大企業の發達を助成する態度を取つてゐたのであるから、卒爾として考へれば、このことは、高度資本主義時代に於ける大規模の工業的企業の發達といふ

2) 明治十五年布告第六十一號酒造稅則の改正に既に同じ定めが設けられた。なほ、濁酒本業清酒副業の場合の例外規定あり。(酒造税法第五條)

純經濟的一般性と相俟つて、殊に顯著に此の部門の工業に於いて、小企業の衰頹、萎縮を惹起し、反對に大企業の壓倒的優勢が齎らされてゐなければならぬといはれ得るが如くである。

然るに事實はこれと異つて、現在に於いてもなほ此の部門の工業では、先に規定したるが如き意味の小企業群が、其の箇數に於いて、又全國總生産高上の參加割合に於いて、甚だ重要な地位を占めてゐる。

尤も、日本酒工業界に企業集中の現象が全く起らなかつた譯けではない。即ちこれを名産地灘五郷だけについて見れば、始めて酒造税法の施行された明治二十九年度に企業數一四九を數へたのに、<sup>3)</sup>それより三十六年を隔てて昭和七年度には企業數七八に減じ、反對に造石總高は二割強の増加を示してゐるのみならず、一企業の最高造石高にも、著大な膨脹が現はれてゐるのであるから、ここに明かに企業集中の現象を認めることが出来る。全國的に見るときには、後にも説くが如く、稍事情の異なるものがあるけれども、なほそこに同じく企業集中の起こつたのは疑なき事實である。<sup>4)</sup>

しかし今、世界大戰に日本が參加したる大正三年八月後、即ち同年十月一日より始まる大正三酒造年度より、昭和五酒造年度に至る十七年間に於ける内地即ち七稅務監督局管内の日本酒製造工業界の推移について見れば、此の期間が一般に我國經濟界にて未曾有の波瀾を見たる時代であると共に、又其の質に於いて我國資本主義發達の熟成期であるといはれるにも不拘、日本酒製造

3) 續灘酒沿革誌、96頁

4) 汐見博士、日本財政の特殊問題257頁以下參照



の小企業群の衰頹實勢は其の程度寔に緩漫にして、全體として依然重要な地位を失つてゐないことを見出すのである。前述の如く、此の事情は單に灘五郷のみについて見た場合と、全國的に見た場合とでは其の間に或る程度の相違を示してゐる理由については後に言及するつもりである。最初に灘五郷に於ける實勢を見やう。既に述べた様に、年額一千石以下の造高を擧げる企業を以て、此の工業部門の小企業と見るのである。今、かかる小企業群が灘五郷の日本酒工業界に於いて占める地位が大正三年度より昭和五年度に至る間に如何なる推移を示したかを、同地に於ける小企業數の總企業數に對する千分比、並びに該企業群による總製成石高の同地總製成石高に對する千分比によつて窺ふことにする。即ち第一表に擧げた所である。

第一表 灘五郷に於ける小企業群の地位の推移。<sup>5)</sup>

同 上 指 数	小企業群の總製成石高の同地總製成石高に對する%	同 上 指 数	小企業數の總企業數に對する%	年 度	
				大正	昭和
100	74	109	324	3	大正
64	48	66	219	4	4
44	33	55	178	5	5
25	19	34	110	6	6
33	25	41	134	7	7
27	20	37	119	8	8
52	39	65	212	9	9
36	27	49	158	10	10
40	30	54	176	11	11
39	29	54	175	12	12
44	33	64	207	13	13
47	35	66	214	14	14
37	28	53	173	15	昭和1
52	39	77	248	2	2
44	33	66	214	3	3
44	33	70	226	4	4
56	42	82	265	5	5

5) 西宮稅務署調査に據つて計算を行ふ。

右の期間に於ける灘五郷所在の小企業群の地位の後退は前表によつてこれを認めることが出来るが、尙ほ別に、同期間に於ける同地の一萬石以上の造石高を示す巨大企業の地位變遷を示す第二表を参照すれば、一層明かに、此の期間に於いて同地の日本酒工業界に現はれた企業集中の力度の相當大なるのを知ることが出来る。

第二表 灘五郷に於ける一萬石以上の造石高を擧げる巨大企業群の地位の推移。

同 上 指 数	巨 大 企 業 群 の 總 製 成 石 高 に 對 する % 總 製	同 上 指 数	巨 大 企 業 數 の 總 企 業 數 に 對 する %	年 度
				大 正
100	333	100	61	3
106	354	115	70	4
118	395	152	93	5
136	453	195	119	6
133	445	179	109	7
139	464	208	127	8
131	437	159	97	9
130	434	164	100	10
143	478	178	109	11
145	484	177	108	12
148	493	184	112	13
155	518	190	116	14
167	559	222	136	15/昭和1
167	558	211	129	2
172	574	235	143	3
151	505	193	113	4
179	597	238	145	5

以上に見たる企業集中の性質は第三表に見るが如く、小企業群の地位の絶對的萎縮と巨大企業群の地位の絶對的進出とを含んでゐるものであるから、ここには眞實の或は狹義の企業集中<sup>7)</sup>が現はれたものであることが認められる。

第三表<sup>8)</sup>

我國工業に於ける小企業の殘存に關する一研究

6) 西宮稅務署調査に據つて計算を行ふ。  
 7) Sombart, a. a. O. S. 546; Das Kapital, a. a. O. S. 690  
 8) 西宮稅務署調査。

製成總石數	製造者總數	同製成石數	製一千石以 下者數	同製成石數	製一萬石以 上者數	要	年
						項	度
380 <sup>千石</sup>	114	28,182 <sup>石</sup>	37	126,484 <sup>石</sup>	7	3	大正
452	128	21,796 <sup>〃</sup>	28	160,020 <sup>〃</sup>	9		4
495	118	16,400 <sup>〃</sup>	21	195,551 <sup>〃</sup>	11		5
523	118	9,763 <sup>〃</sup>	13	236,957 <sup>〃</sup>	14		6
511	119	12,649 <sup>〃</sup>	16	227,242 <sup>〃</sup>	13		7
591	118	12,074 <sup>〃</sup>	14	274,099 <sup>〃</sup>	15		8
463	113	17,976 <sup>〃</sup>	24	202,425 <sup>〃</sup>	11		9
549	120	14,740 <sup>〃</sup>	19	238,625 <sup>〃</sup>	12		10
558	119	16,991 <sup>〃</sup>	21	266,619 <sup>〃</sup>	13		11
572	120	16,573 <sup>〃</sup>	21	276,823 <sup>〃</sup>	13		12
568	116	18,938 <sup>〃</sup>	24	280,142 <sup>〃</sup>	13		13
553	112	19,391 <sup>〃</sup>	24	286,272 <sup>〃</sup>	13		14
543	110	14,959 <sup>〃</sup>	19	303,602 <sup>〃</sup>	15	15/	昭和
498	101	19,491 <sup>〃</sup>	25	273,202 <sup>〃</sup>	13		2
513	98	16,907 <sup>〃</sup>	21	294,213 <sup>〃</sup>	14		3
446	93	14,895 <sup>〃</sup>	21	226,046 <sup>〃</sup>	11		4
398	83	16,536 <sup>〃</sup>	22	237,346 <sup>〃</sup>	12		5

かくて、大正三年度以降十七ヶ年の間に於いて、灘五郷の日本酒工業界には相當明白な程度に企業集中を見たといへるのであるが、夙に日本酒の名産地として知られた同地には、同部門の大企業が早くから發達してゐて、ここに小企業の存立することには後に述べるが如く、特別の困難が伴ふ事情があるのだから、單に此の地に於ける企業集中の勢を見て、直ちにこれを全般的に押し擴め、以て全國的にも同様力度で小企業群が衰頽したと考へることは出來ないのである。又か

ように、灘五郷に於ける日本酒工業界に特に顯著な企業集中を見たといつても、なほここに於いて小企業群が昭和五年度に其の成員數二二を維持し、總企業數に對する割合が二割六分に達してゐて、決して全く消滅しされるものでなき事實はこれを看過してはならぬのである。

次に、内地全般即ち七稅務監督局管内の日本酒工業界に於ける小企業群の地位の實勢を窺ふことにする。

先づ、大正三年度より昭和五年度に至る十七ヶ年間に於ける全國の日本酒製造企業數及び其の一ヶ當りの平均査定石高（査定石高は製成石高實數より當該年度の法定滓引減量及貯藏減量を控除せるもの）の推移を第四表に掲げる。

第四表<sup>9)</sup>

全國 總 査 定 石 高	同 上 指 數	全 國 企 業 總 數	要 項	
			年 度	
3683,029	100	10,452	3	大正
3883,306	95.4	9,971	4	
4607,569	95.1	9,936	5	
5084,567	95.4	9,970	6	
4932,861	95.1	9,939	7	
5877,162	94.7	9,895	8	
4256,224	90.5	9,463	9	
5530,331	91.1	9,523	10	
5554,597	91.5	9,562	11	
5449,080	91.3	9,543	12	
5179,862	90.5	9,455	13	
5147,770	89.4	9,345	14	
4804,035	87.7	9,163	15	昭和1
4520,711	85.6	8,944	2	
4668,618	83.9	8,765	3	
4238,383	81.9	8,562	4	
3581,525	80.1	8,374	5	

9) 主稅局統計年報書酒造稅表に據つて計算を行ふ。

同上指數	一企業當り平均査定石數	同上指數
100	352	100
110.5	389	105.4
131.8	464	125.1
144.9	510	138.1
140.9	496	133.1
168.8	594	159.6
127.8	450	115.6
165.1	581	150.2
165.1	581	150.8
162.2	571	148.0
155.7	548	140.6
156.5	551	139.8
148.9	524	130.4
143.5	505	122.7
151.4	533	126.8
140.6	495	115.1
121.6	428	97.2

ここに表はれた如く、全國査定石數は大正六年度より大正十四年度に至る期間に於いて、概ね各年、大正三年度に比較し約四、五割の超過を示し、大正十五年度より後は再び減少の傾向に移つたがそれでも、昭和五年度に於いてなほ略々大正三年度の査定石高に匹敵し得る額に達してゐる。然るに、其の間に於ける企業總數は前表に見るが如き變遷の經路を辿りて、昭和五年度にはこれを大正三年度に比較して約二割の減少を示してゐる。かくて、ここに企業集中の起これることとは疑なき所であるが、ただその内容に於いて、既に規定せる如き小企業群の地位の推移が如何なるものであるかについて、別に注意を加へやうと思ふのである。

先づ、全國的には、一企業當り平均査定石數が此の十七ヶ年間に最高額を示した大正八年度について見ても、僅に五九四石に過ぎずして、これを灘五郷に於いて同じく最高製成額を示した大正八年度の一企業當り平均製成額が二三〇〇石を越えるに比較すれば、全國的に見たる場合、特殊地方と異りて、規模の小なる企業の數が甚だ多き割合を占めてゐることが推知される。

全國について見たる小企業の地位を知らんとするに、資料の關係から、免許場造石高區分表に表はれてゐる一千石以下の査定額を示す製造場數を以て小企業數と假定して考察する。此の假定は一千石以下の査定額を示す一企業が一製造場より多き製造場について免許を受けてゐることも、又一千石以上の査定額を示す企業が一千石以下の製造場について免許を受けてゐることも、共に後述の事情から極めて少數の例外なるべしと認められることを根據にしてゐるので、特殊名釀地關係の分のみに限る場合は別として、全國的には著しき誤差なくして事實と合致すべきものである。大正三年度より昭和五年度に至る十七ケ年間に於いて、一千石以下の査定石數を舉げる小企業の内地全體總數及びそれが總企業數に對する割合の上を示された推移を第五表に表はす。

第五表<sup>10)</sup>

同 上 指 數	内地總企業數に對する百分比	同 上 指 數	小企業 の 總 數	要 項	年 度
100	85	100	8,914	3	大正
100	85	95.3	8,495		4
99	84	93.1	8,297		5
98	83	92.5	8,242		6
98	83	92.1	8,207		7
94	80	89.1	7,943		8
106	90	95.2	8,485		9
100	85	90.4	8,058		10
101	86	91.5	8,155		11
100	85	91.4	8,150		12
101	86	91.2	8,133		13
101	86	90.1	8,029		14
101	86	88.9	7,923	15/	昭和1
101	86	86.4	7,701		2
101	86	84.5	7,528		3
104	88	84.1	7,494		4
100	85	79.7	7,102		5

10) 主稅局年報書酒造稅表

11) 主稅局統計年報書に據つて計算を行ふ。

これによつて見れば全國に於ける小企業群の地位の絶對的狀勢は、其の企業數の實數の點に於いて右の十七年ケ間に次第に減少の傾向を示しつつ、最後に昭和五年度に於いてはこれを大正三年度に比較して約二割の減少を生じてゐる。しかし、これを同期間に於いて灘五郷の小企業數が示した減少の力度に對照すれば、遙に緩慢なるもので、灘五郷の小企業數は昭和五年度に於いて、大正三年度のそれに比較して約四割の減少を生じてゐる。

なほ注意すべきは、小企業數の企業總數に對する割合が大正三年度に於いて八割五分の著大なる數を示してゐたのが、右の十七年ケ間を通じて、大なる變動もなく、昭和五年度には、恰も亦同じ數を現はしてゐるが如き事實を見ることである。而して、造石高區分表<sup>12)</sup>に現はれてゐる各段階の上下兩闕の製造額の算術平均値を夫々其の段階の製造場數に乗じたる數を以て、當該段階の總製造額と看做して、小企業群の總査定額が全内地總査定額に占める割合を昭和五年度について見れば、それは約七割に達してゐることを知るのである。

昭和五年度の製造期間に於いて一企業の査定額三萬五千石を越える程の巨大企業も存してゐる。かかる一面を有する日本酒（清酒）工業界は、其の反面、これを内地全體について見れば一千石以下の小企業群が現になほこれに於いて甚だ重要な地位を維持してゐること、及び其の小企業群の全般的頽勢は少くともこれを大正三年度以後昭和五年度に至る間について見る限り、それが極めて輕微に過ぎざるもので、灘五郷にて起これるが如き、程度の顯著なる小企業群の相對的、

12) 同上

絶對的萎縮を意味する現象は、決して内地全體の上に現はれたものでないことは、以上に説ける所によつて其の要が明かにされたと惟ふ。

#### 四、小企業群の頽勢緩漫の原因

以上に明かにされた通り、大正三年度より、昭和五年度に至る十七ヶ年間の日本酒工業界に於ける小企業群の頽勢は、其の力度極めて緩漫なるものであつた。今其の原因を明かにせんとするについて、一般に企業の盛衰に對する直接の決定力が伏在してゐる淵床と認めらるべき斯業の全體的沿革、生産、販賣、企業形態、金融の諸側面からこれを檢察しやうと思ふのである。

(一)、斯業の沿革　日本酒(清酒、ナマシヅカ)の技術的起原の争はこれを措く。然れども、天保の末年頃には其の品質既に大いに改善を加へられて、眞に其の名に値すべき製品の釀法が案出されてゐたことは明な所であるから、徳川末年には最早其の方法が全國に普及して、其の産額も亦夥しき數に達してゐたことが察せられる。このことは、遙に遡りて、元祿年間幕府の手によりて行はれた海内酒家調べによりて、三萬に近き釀戸が全國に散布して、總計八十萬石を越える産額を擧げてゐたのから見ても疑なき所である。しかし、徳川末年に於ける全國産額實數の據るべきものを持たぬから、越えて、明治以後のことに移らう。

今、明治三年營業酒の造石制限解除後の状態を見るに、營業清酒の製造は明治五年より明治三

1) 池田酒史、34頁  
2) 灘酒沿革誌、163頁  
3) 灘酒沿革誌、149頁—150頁



十九年に至る三十五ヶ年を以て七期に分ち、其の平均年産額は既に各期いづれも三百萬石より三百六十萬石の間にある<sup>4)</sup>。然るに、大正三年度以降昭和五年度に至る間の最盛期たる大正六年度以後十年間の平均全國年産額は又漸く五百二十萬石を越えないのである。かように此の期間に於いて斯業全體の上に特に著しき需要膨脹もなりし上に、而も此の需要に對する供給は夙に傳統的に全國各地に擴散して、斯業に於ける生産及び販賣上の特殊の困難を凌ぎ、以て其の企業的地盤を固め來れる、一萬内外の多數企業の間分割されてゐたのである。故に他の部門に於ける集中的蓄積資本が新たに産業資本として此の部門に侵入し來たりて、新銳の合理的組織を以て大企業をここに建設するための餘地が、極めて乏しかつたと見なければならぬ。これは、この期間にこの部門に於ける小企業群の地位の維持を助けた一因と認められる<sup>5)</sup>。

## (2)、生産的側面

日本酒製造企業に於ける狹義の製造過程は、これを大別すれば、米洗、蒸取、引込、室内仕事、初添、仲添、留添、壓搾、滓引、火入等の如き労働操作の諸段階に分かれて、主原料たる米はこれらの労働段階を経て完成品と成るのである。原料米の精白や製品の樽詰、瓶詰等の如き前後の附隨的過程はこれを狹義の製造過程の外におく。一企業に屬する封鎖的作業場の内部に於いて營まれてゐる狹義の製造過程の上の右の如き労働操作の諸段階は、これに對して分業的に執務する一團の労働者の共働 (arbeitsteilige Kooperation)<sup>6)</sup> によつて實行される。この共働的作業組織を形成する一團の労働者は、其の擔當職能の技術的意義の輕重を伴ふ所の、

4) 相原重政、最近本邦生産統計129頁—130頁

5) J. S. Mill, Principles of political Economy, edited by Ashley, p. 142.

6) Sombart, Gewerbewesen, I. S. 23

杜氏(老曹)<sup>オヤカ</sup>、頭(代司)<sup>カシラ</sup>、衛門(麴師)、配廻、上人(道具廻と釜屋とに分かれる)、追廻(中人及び下人)、飯焚等の諸階級に分かれてゐる。而して、これらによる共働作業の内容の本質的部分は全く釜、甑、麴蓋、半切、桶、暖氣樽、酒槽等々の如き、簡單なる道具を用ゆる労働者の、人的熟練労働より形成されてゐるものであるから、狹義の日本酒製造工程は所謂マニユファクチュアと呼ばれてゐる手工的集團作業組織より成るといはるべきもので、寔に明瞭に、所謂工場(Fabrik)<sup>7)</sup>即ち機械的集團作業組織と對立してゐる。近年に至り、日本酒製造上の技術的手段として、洗米機、輸送ポンプ、壓搾機、濾過機、火入器等の如き、或程度に人的労働と代替する比較的高級の生産要具が使用される様になつたけれども、全體としてはなほ未だ本質的に労働者の労働従つて又其の熟練、至誠が製造過程の決定的要素たる状態を變ずるには至らなかつた。

明治三十七年設置の大藏省醸造試験所、官立各大學、専門學校、その他官公私立試験所等に於ける多數の學者、技術家に依つて多年の研究が行はれて來たが、其の結果は、日本酒製造過程を根本的に人間の労働から解放して、これを機械の手に移すが如き本質的改革は、獨り經濟的見地からのみではなく、技術的見地からさへ未だこれをなし遂げ得るに至らず、僅に傳統的製造法に對して、或る程度の化學的、生物學的改善を加へたに止まつてゐる<sup>9)</sup>。かくて、徳川時代から行はれてゐた、營業清酒製造のマニユファクチュアの組織は、今日もなほ依然として、全く例外なく、行はれてゐる有様である。所謂新清酒は合成酒で、ここにいふ日本酒ではないのだから、其の製

7) Das Kapital, a. a. O. S. 284

8) Sombart, Der moderne Kapitalismus I. I. S. 13.

9) 明治工業史、化學工業編、845頁—860頁

10) 灘酒沿革誌、312頁以下 土屋喬雄、徳川時代のマニユファクチュア、(改造15卷9號15頁以下)

11) 洪純一、日本財政經濟論、100頁及び102頁

造組織のことは自ら別の問題に屬してゐる。

日本酒の狹義の製造過程が、マニユファクチュア的性質のものであることに續いて注意すべきは、そのマニユファクチュア的組織の規模のことである。其の規模は傳統的非合理性の外に、腐造、火落、火災等に對する危険分散の經濟的原理や製造工程上の技術的原理等の如き合理的考慮が作用して、其の大きさに略々一定の限度がおかれてゐる。大醸造地たる灘に於ける最近數年の實際ではその最大限度が、約二千五百石の年産額の所にある。しかし、年産數千石、數萬石に達する大企業でも其の一製造組織單位たる酒藏の規模を、最も多く、一製造期間當り一千石内外の處においてゐて、<sup>13)</sup>此の程度が一般に製造上の技術的單位組織の實際的最適規模と認められてゐるのである。従つて、一企業當り數千石乃至數萬石の年産額を擧げる大企業になれば、かかる製造組織の技術的單位たる酒藏の數箇を別々に切離して維持することになる。所謂小企業は、恰も、右の如き酒藏一箇を持つて營まれてゐるものである。

今日迄の日本酒製造工業に於ける製造過程の技術的構造が上述の如きものであるから、小企業群は、たとへ、原料米や補助材料等の仕入の上に或る程度の不利益を受けても、本來一般には際限なき大規模の分業、共働組織の應用や發達せる機械設備の使用等によつて、生産費節約上に特別の利益をおさめ得べき大企業群の決定的壓力を生産側面上に免れることが出來た。<sup>14)</sup>

生産側面上なほ注意すべきは酒造税の影響である。酒造税の財政學的性質は間接税であるけれ

13) 酒造税法第一條二項所定の清酒(日本酒)の概念参照

13) 西宮稅務署調査に據る。

14) Wiedenfeld, Gewerbepolitik, S. 25 G. d. S. VI. S. 39 ff. (Eugen Schwiedland)  
Hobson, The Evolution of Modern Capitalism, pp. 130—131

ども、製酒企業の立場から見れば、それは依然として夫々の造石高に對する一定の製造免許税として見るべきもので、生産費の一要素である。而も、其の額は大正三年度より、大正六年度に至る間は一石二十圓、大正七年度より大正八年度に至る間は一石二十三圓、大正九年度より大正十四年度に至る間は一石三十三圓、大正十五年度以後は一石四十圓にして、ここに研究對象たる十七ヶ年間に終始、日本酒生産費の決定的要素となつてゐる。<sup>15)</sup>かくの如き生産費の決定的要素が、單純に造石數額に比例して定められるといふことは、一般に大企業の製造に附著する特別の長所たる生産費の遞減性を、甚だ強く妨げるものであつて、此の部門に於ける大小企業の對立上に、重要な意義を有する。

更に生産側面上注意を要するは、斯業一般に對し生産技術の指導、製品品質の向上のために政府が費し來れる努力の作用である。大企業は其の資力を以て獨力にても試験所を設け技術的専門家を使備して、其の品質の改善に努力して効果を擧げるけれども、小企業も亦、最近十數年は政府の製造指導や、品評會その他各種の獎勵策等に啓發、刺戟される所があつて、一般的に其の製造技術の向上を見るに至り、比較的よく、大企業と製品品質の競争上に接近的形勢を保つことが出来る様になつて來た。生産側面上小企業に特有の一弱點が政府の施爲によつて輕減された譯けである。

以上の諸事情は、いづれも生産的側面から日本酒製造工業に於ける大企業の壓力を低減せしめ

15) 酒造税は昭和五年度灘酒一石桶圓迄の製造費中約六割を占める、(西宮稅務署調査に據る)。汐見博士、前掲書240頁以下

乃至は又小企業の抵抗力を増進せしめて、問題の十七ヶ年間に、小企業群の頽勢を比較的緩慢ならしめて來た主たる因子であると認められる。

しかし、近來では、諸般技術の發達と、市場關係の變遷等に伴つて、自家研究所設備、<sup>16)</sup>自家精米所設備、濾過精製及び火入設備、瓶詰設備、冷蔵庫設備等の如き、狹義の製造過程外に屬する附隨的生産施設に關し、大資本企業の有する經濟的長所が、次第に顯著となる傾向が現はれて來てゐるから、將來に於いて何時までも前述の如き生産側面上の事情が、同様に續いて行くと考へるのは妥當でないと惟はれる。

(3)、販賣的側面 (イ)設立地。あらゆる工業生産は販賣消費のために行はれる。然るに、生産の場所から消費の場所へ生産物を届けるには、運送費といふ生産收益縮少の重要原因が伴ふのだから、單にこの點から理論的に考へれば、生産はこれに對する他の事情なき限り、消費の場所にて行はるべきものである。<sup>17)</sup>ここに他の事情としては原料指數、<sup>18)</sup>勞働價格、技術に對する自然の制約、法制による制限等に於ける事情を擧げることが出来るであらう。

今、消費財貨としての日本酒について見るに、其の消費は極めて細分せられて、都鄙を通じ、殆んど全國に普く散布してゐる。其の上に、取扱の困難と品質變化の起り易きとのため、運賃其の他製品運送に伴ふこれが危険は極めて大きい。然るに一方では、此の部門の原料指數は極めて微小なるを常としてゐて、且つ其の勞働價格には所によつて著しき相違あることなく、又法制上

16) Wiedenfeld, a. a. O. S. 23

17) Alfred Weber, Industrielle Standortlehre, (G. d. S. S. VI. S.62)

18) Alfred Weber's Theory of Location of Industries (translated by C. J. Friedrich) pp. 59-61

の制限が別に存在してゐない。

恰もかくの如き性質を有する財貨を生産する所の日本酒工業に於いて、其の數八千を上下する小企業の集群が、普く全国各地に散布して其の地盤を築いて來たのである。

斯業に於ける小企業群が、一般に特定地域に局在して集約的大生産を營む所の大企業群に對し、設立地の點に關して、一種の優越力を有してゐたといはねばならぬ。尤も、所謂名産地に於ける大企業は傳統的に特別なる自然の惠澤に浴すといはれ、其の上進歩せる技術の應用によりて一般に勝れた品質の製品を供給して來たけれども、多くの地方的小企業も、技術科學の發達にて近來は大いに自然の制約を克服することが出來る様になつた。且つ次に述べる事情と運送費とのために、大企業の製品は自ら其の價格を増大せしめられるが、これに對して地方の群小企業は其の獨特の販賣方法により、大企業の製品より遙に低き價格にて自己の製品を販賣し得る道を持つため、品質に於いて劣つても價格の廉きに就く傾多き地方需要者によつて、傳統的、占據的販路を與へられて來たのである。販賣に關聯せる設立地の點から見た小企業群の長所である。

(ロ)、需要の性質。此の商品の需要は極端に細分せられ、且つ時間の上に、人の上に、場所の上に集中的偏在性が乏しきため、其の販路獲得競争の上に於いて不斷に需要者と密接の連絡を保つ所の企業に對して優越力が與へられる。日本酒が有銘商品となつてゐるのも、此の關係からであるが、廣大なる範圍に需要者を求めなければならぬ大企業が多額の廣告、宣傳費を費し、又問

19) 最高生産年たる大正八年に於いても、特別大醸造地方(京都、兵庫、廣島、岡山、福岡)の總生産額は全國生産額の三割強で、其餘は普く他の諸府、縣、道に散布してゐる。(沖繩縣は別管理)

屋、仲次、卸商、小賣商等の如き複雑なる中間的販賣網を利用するのも畢竟又右の如き制約に因るのである。大企業が販賣上にかかる犠牲を費しても、其の効果は主としては、人口と購買力との集中せる大都會に限られて、廣汎なる地方市場には大なる影響を及ぼし難い。名産地たる西宮稅務署管内大正六年度の製品出荷先は東京府及び大阪府で約六割を占めてゐる。再出荷を見積つてもそれ以外の地方向出荷量は甚だ小額に止まるであらう。これに反し、小範圍の販路にて事足る地方小企業は、特に大なる販賣費を須いすに、消費遍在せる夫々の所在地にて、必要需要量を獲得し得る。これは地方群小企業の一長所である。然るに灘五郷の小企業は近隣に櫛比せる大企業に包まれて、右の如き地方小企業に特有の長所を持たない。きりとして又勿論、廣大なる販賣網にも訴へ得ない。ここに小企業より大企業に對する櫛賣の現象が起る事情があると共に、又該地に於ける小企業の存立には、他地方の場合に見ざる困難が伴ふ主たる原因が認められる。

(ハ)、製品が非國際的商品たること。日本酒の原料が殆んど全く國産品だと共に、同種製品の外國競争も存せざること勿論なるが、對外輸出も亦殆んどいふに足りない。<sup>21)</sup>かように非國際性的の商品たることは、越年貯藏の困難に基き一般に大なる投機的生産の起らざることと相俟ち、自ら需要供給關係從つて又相場の上の極端なる變動を免れて、小企業群の維持を助けてゐる。

(ニ)、極小企業による亂立競争なきこと。自家用製酒は明治卅二年以後禁止されてゐるが其上に又、政府は營業製酒の最低免許額を定めてゐる。それは明治十五年の布告に始まり、長らく

20) 西宮稅務署調查に據る。  
21) 昭和六年統計年報に據る。及び朝鮮移出は昭和五酒造年度全國産額の約0.75% (主)

年額百石におかれてゐたが大正七年よりは三百石に引上げられた。<sup>22)</sup> (但既得免許額三百石以下を繼續せしむ)。これにより、極少企業の簇出が妨げられることになつたが、なほ此の外に、特に此の部門の上に酒造組合、酒造組合聯合會、酒造組合中央會等の如き法律上の統制組織<sup>23)</sup>が與へられてゐる。かくて、群小企業分立せる此の部門にも自ら或る程度の統制が保たれて、極端なる不合理的無秩序の現象の起ることが免れた。又、主として技術的共助の組織たる日本醸造協會の致せる貢獻も併せ指摘せねばならぬ。ここに亂立的競争に於ける大企業の優越力が妨げられた。

(ホ)、大企業群の大同團結なかりしこと。既存の大企業群は群小の日本酒製造企業に對し、疑無く或る程度の脅威であるが、今迄は種々なる事情で大企業群自體の間に分立的競争が行はれてゐて、未だ鞏固、高度なる大同團結が現はれるに至らなかつたから、これが少からず、販賣の上<sup>22)</sup>に於ける大企業群の壓力を弱めてゐた。

上述せる所によつて、問題の期間に小企業群の頽勢緩漫なりしことの原因は、販賣の側面にも亦種々これを見出し得ることがわかるのである。

(4)、企業形態 日本酒製造工業に於ける八千内外の小企業は、その大多數が所謂箇人業備 (Einzelhina) の法律形態を持つてゐるか、然らずとも殆どこれと同じき内容のものである。かくて又、その事業の統制者は先に規定せる如く實質上一人であるが、それは業主自らたるのが普通である。このことは、日本酒製造工業に於ける顯著なる小企業群殘存の現象に對し、二重の點で

22) 酒造税法第五條に副業の場合の例外規定あり。

23) 酒造組合法



重要な意義を有してゐる。

一般に右の如き經營構造にありては、其の統制、處理の上に大企業に勝る所の特別なる熱心、誠實、細心の用意が示される特長があるのだが、<sup>24)</sup>このことは、其の生産と販賣との統制、處理に殊に上述の諸性質を要する種類の特殊工業たる日本酒製造工業にて、小企業の存立を強く助ける一因を成すのである。<sup>25)</sup>更に又、個人業舗に於いては、業主と其の家族との勞働が資本家的計算より除外され易き通有性があるといふ非合理性の作用する外、又業主の自立性、獨立性が、單純なる假想的經濟人の考慮を超越して重く評價されるのが普通であるといふ非合理性も作用して、<sup>26)</sup>特に傳統的矜持に富める群小日本酒製造企業主はたとへ資本家的計算では多少収益力の劣れる企業でも、相當に長くこれを維持、繼續して行く傾向が存するのである。

(5)、金融的側面 小企業殊に個人業舗の形態にては、會社形態の大企業にこれを比すれば其の外來的金融能力は遙に薄弱なるが普通であつて、それは殊に長期金融について著しい。<sup>27)</sup>

日本酒製造企業では酒造税、原料米の仕入等にて比較的多額の經常資金を要する外に、又少からぬ固定資金を必要とするけれども、既に大正三年頃迄殘存し來れるものにおいてはたとへ群小企業にても、よく多年の生存鬭争に堪え來れるものが多くて、相當に豊かなる自己資金を備へたものが少くない。其の上、既に述べたる如く、製造技術の大變革も其の後にこれを見ることなく、既存の設備にて事を辨じ得る事情であつたから、急激なる固定資金の新規需要も起らなかつた。これと同時に、酒造税の増率や原料米の價格騰貴にて經常資金の膨脹は起こつたけれども

24) G. d. S. VI. S. 47 (Eugeen Schwiedland)

25) Hobson, p. 133

26) Wiedenfeld, a. a. O. SS. 30—31.

27) 拙譯、經營經濟學總論、38頁

それとても未だ必しも極端に飛躍的な膨脹といふのでなかつたから、これに伴ふ製品價格の騰貴にも助けられる所があつて、資金の新規需要に處する道を得るのが、群小企業にとつて絶對的不可事たるが如き場合は少なかつた。その他に、酒造税の納税擔保や、<sup>28)</sup>最近の日本興業銀行の資金貸付等に對する、酒造組合による所の同業共助の方法も或る程度に作用して、群小企業の金融的側面に援助を與へ、以て金融資本の壓力に基く企業合同化の如き現象を見るに至らなかつた。

## 五、結 論

以上に論究された諸原因は、互に有機的聯關を以て相結び、其の綜合作用の結果として、問題の期間に於ける日本酒工業界の小企業衰頹力度の緩漫を齎せるものであることいふまでも無き所であるが、さりとて、それらの諸原因は夫々に又或る程度の獨立的意義を有してゐる。其の原因たる事情の伏在する側面に於いて、其の持續性如何の點に於いて、國民經濟全般の構造的變化との關係に於いて、他の産業部門殊に競争的部門との關係に於いて、景氣の消長との關係に於いて、經濟政策、租稅政策との關係に於いて、國際的經濟關係に於いて等々其の性質は決して一樣のものではない。

此の一論の對象は勿論一特殊部門のことに限られてゐたのであるが、廣く他の工業部門についても、それに於ける企業の規模や企業の集中等の問題には、又夫々の部門の具體的諸關係に對する研究が、經濟社會の全般的發展理論に對する考察と共に併せ行はれることによつて輕率の判斷を免れ得べきものである故に關して、何等か示唆する所があつたと惟ふ。(昭和八年十一月廿日)

28) 酒造稅法第一四條、酒造組合法施行規則一二